

2026年度2月 本校(一般学級)検定を受検予定のみなさま

一般学級 入学検定 Q&A

【受検資格について（一般用）】

Q 1：現在学区外に住んでいます。3月末に東京に引っ越すのですが、卒業まで今通っている小学校を変えたくないのですが、それでも受検資格がありますか。

A 1：あります。2026年3月31日に通学区域内に保護者と同居していることを条件に、応募資格があります。合格後の入学資格については、2026年3月31日までに提出していただく住民票で確認させていただきます。応募資格を有していないことがわかった場合には、入学を取り消します。また、入学後、通学区域内に居住していない場合や区域外に転出した場合は、在学することができません。

Q 2：小学校を越境入学するために、住民票と現住所が異なりますが受検資格はありますか。

A 2：あります。しかし、3月31日までに、本校の通学区域内に保護者と同居して下さい。本校では越境入学はできません。

Q 3：さいたま市の中で通学区域に入るところと入らないところがあるのはなぜですか。

A 3：中学生の通える範囲、災害時のことなどを考えて、通学区域を設定しています。通学時間1時間程度までと考えました。例えばさいたま市の場合、その区の半分以上が1時間以上かかる場合は学区域に入っておりません。

交通事情も年々変化しますので、それらを踏まえながら見直し等を行っていく可能性はありますが、現在、予定はありません。

Q 4：中学校入学後、在学途中に親が転勤等により通学区域を離れることになった場合、在籍資格はどうなりますか。

A 4：保護者との同居が在籍資格となります。したがってお子さまだけ通学区域に残って在籍するということはできません。ご両親のどちらかでも結構ですが、思春期の大切な時期ですので保護者との通学区域内での同居をお願いしています。

Q 5：インターナショナルスクールを卒業する予定ですが、受検資格はありますか。

A 5：受検資格はありません。学校教育法第1条に定められた小学校（日本国内の小学校）またはそれに準ずる学校（文部科学大臣から、日本の小学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている日本人学校）卒業の方でないと応募資格がありません。

Q 6：受検資格に国籍は問われますか。

A 6：一般学級では問いません。

【一般学級】Q & A

お茶の水女子大学附属中学校

【入学検定について（一般用）】

Q 7：当日の試験と小学校の報告書の点数の割合はどれくらいですか？

A 7：試験や報告書の配点については申し上げられませんが、報告書の情報は判定に使っております。

Q 8：検定試験はどのような内容ですか。

A 8：検査Ⅰ、検査Ⅱ、検査Ⅲの三種類の検査を時間を区切って実施します。

それぞれ、「国語」の知識・技能、情報活用能力・言語運用能力をみる検査（30分）

「算数」の知識・技能、数理的思考力をみる検査（30分）

「理科」「社会」の知識・技能、思考・判断・表現等の力、および教科の枠を超えた思考

・判断・表現等の力をみる検査（45分）

の、いずれかの内容となっています。より詳しい内容が本校のホームページにありますのでご確認ください。

Q 9：「外国語」に関する問題などは出題されますか。

A 9：現在の検査では「外国語」は含まれておりません。

Q 10：受検当日に保健室受検などがありますか。

A 10：必要な場合は検討しますので、お申し出ください。

Q 11：繰り上げ合格（補欠合格）はありますか。人数や連絡方法はどのようになっていますか。

A 11：繰り上げ合格（補欠合格）を出すことがあります。人数は年によってちがいます。合格発表時に、合否照会サイト上で個別にお知らせします。

【報告書について（一般用）】

Q 12：報告書に記載する内容は何ですか。

A 12：記載する内容は「5，6年の評定」「出欠状況」「担任所見」「検定時の配慮事項」です。「出欠状況」については、6年生の欠席・遅刻・早退それぞれ5日以上の場合は理由を記入していただきます。記載内容は判定を行う際の資料として総合的に用います。

Q 13：学習していない教科がある場合はどうすればよいですか。

A 13：報告書は、小学校が記入するものですので、小学校の先生に「記入上わからないことや判断に迷うことがある場合は、本校（附属中学校）に遠慮なく問い合わせてください」と伝えてください。

Q 14：小学校6年の2学期より、現在の小学校に転校しました。報告書はどのようにすればよいですか。

A 14：前の小学校から、現在の小学校に書類が送られていますので、現在の小学校で作成してもらえます。